

## 中華人民共和国国防動員法（仮訳）

（2010年2月26日 第十一期全国人民代表大会常務委員会第十三回会議において採択。）

### 目 録

- 第一章 総 則
- 第二章 組織指導機構およびその職権
- 第三章 国防動員計画、実施事前案および潜在力統計調査
- 第四章 国防に密切に関わる建設プロジェクトおよび重要製品
- 第五章 予備役要員の募集および召集
- 第六章 戦略物資の備蓄および調達使用
- 第七章 軍需品の科学研究、生産および修理保障
- 第八章 戦争災害の予防および救助
- 第九章 国防役務
- 第十章 民用資源の徴用および補償
- 第十一章 宣伝教育
- 第十二章 特別措置
- 第十三章 法的責任
- 第十四章 附 則

### 第一章 総 則

**第一条** 国防建設を強化し、国防動員制度を整備し、国防動員業務の円滑な実施を保障し、国家主権、国家統一、領土保全および安全を維持するため、憲法に基づき、本法を制定する。

**第二条** 国防動員の準備、実施および関連する活動においては、本法を適用する。

**第三条** 国は国防動員構築を強化し、国防安全の必要に適応し、経済社会の発展と協調し、突発事件緊急対応メカニズムと結びついた国防動員体系を確立して健全化し、国防動員能力を増強する。

**第四条** 国防動員は、平時・戦時の結合、軍・民の結合および軍を民に宿すという方針を堅持し、統一的指導、全人民の参与、長期的準備、重点的建設、総合的配慮、秩序ある効率性の原則を遵守する。

**第五条** 公民および組織は平時に法に沿って国防動員の準備を完了しなければならない。国が国防動員の実施を決定後、規定の国防動員任務を完了しなければならない。

**第六条** 国は国防動員に必要な経費を保障する。国防動員経費は権限分担の原則に従い、中央および地方財政予算にそれぞれ計上する。

**第七条** 国防動員活動において顕著な貢献があった公民および組織に対し、国は表彰および報奨を与える。

## 第二章 組織指導機構およびその職権

**第八条** 国家主権、国家統一、領土保全および安全が脅威に晒された場合、全国人民代表大会常務委員会は憲法および関連法律の規定に沿って、全国総動員または部分動員を決定する。国家主席は全国人民代表大会常務委員会の決定に基づき、動員令を發布する。

**第九条** 國務院と中央軍事委員会は、共同で全国の国防動員業務を指導し、国防動員業務の方針、政策および法規を制定し、全国人民代表大会常務委員会に全国総動員または部分動員の実施に関する議案を提出する。全国人民代表大会常務委員会の決定および国家主席が發布する動員令に基づき、国防動員の実施を組織する。

国家主権、国家統一、領土保全および安全が直に脅威に晒され、対処・措置を直ちに講じなければならない場合、國務院および中央軍事委員会は緊急対応の必要性に基づき、本法で定める必要な国防動員措置を講じると同時に、全国人民代表大会常務委員会に報告することができる。

**第十条** 地方人民政府は国防動員業務の方針、政策および法律・法規を徹底的に執行しなければならない。国が国防動員の実施を決定後、上級機関から下された国防動員任務に基づき、当該行政区域における国防動員の実施を組織しなければならない。

県級以上の地方人民政府は、法定の権限に基づき、当該行政区域の国防動員業務を管理する。

**第十一条** 県級以上の人民政府の関連部門および軍関係部門は、各職責の範囲内で、関連する国防動員業務を担当する。

**第十二条** 国の国防動員委員会は、國務院および中央軍事委員会の指導の下、全国の国防動員業務の組織、指導、調整に責任を負う。規定の権限と手続きに従って議定された事項は、國務院および中央軍事委員会の関係部門が各職責の分掌に従い組織的に実施する。軍区国防動員委員会および県級以上の地方各級国防動員委員会は、当該区域の国防動員業務の組織、指導、調整に責任を負う。

**第十三条** 国防動員委員会の事務機構は、当該級の国防動員委員会の日常業務を担当し、法に沿って関連する国防動員職責を履行する。

**第十四条** 国家主権、国家統一、領土保全および安全に対する脅威が除去された後、国防動員の実施を決定した権限および手続きに従い、国防動員の実施措置を解除しなければならない。

## 第三章 国防動員計画、実施事前案および潜在力統計調査

**第十五条** 国は、国防動員計画、国防動員実施事前案および国防動員潜在力統計調査制度を実施する。

**第十六条** 国防動員計画および国防動員実施事前案は、国防動員の方針と原則、国防動員潜在力の状況および軍事需要に基づいて策定する。軍事需要は軍関係部門が規定の権限とプロセスに従って提出する。

国防動員実施事前案と突発事件緊急時対応事前案は、指揮、戦力運用、情報および保障などの面で相互に連携しなければならない。

**第十七条** 各級の国防動員計画および国防動員実施事前案の策定および審査・承認は、国の関連規定に従って執行する。

**第十八条** 県級以上の人民政府は、国防動員に関する内容を国民経済および社会発展計画に組み入れなければならない。軍関係部門は、国防動員実施事前案を戦備計画に組み入れなければならない。

県級以上の人民政府およびその関係部門と軍関係部門は、職責に従って国防動員計画および国防動員実施計画を実施しなければならない。

**第十九条** 県級以上の人民政府統計機関および関係部門は、国防動員の必要に応じて、正確かつ遅滞なく当該レベルの国防動員委員会事務機構に関連統計資料を提供しなければならない。提供された統計資料が需要を満たさない場合、国防動員委員会事務機構は『中華人民共和國統計法』および国の関連規定に基づき、国防動員潜在力特別統計調査を実施することができる。

**第二十条** 国は、国防動員計画および国防動員実施事前案の執行状況に関する評価検査制度を確立する。

#### 第四章 国防と密切に関わる建設プロジェクトおよび重要製品

**第二十一条** 国防動員の必要に基づき、国防と密接に関わる建設プロジェクトおよび重要製品は国防要求を貫徹し、国防機能を備えなければならない。

**第二十二条** 国防と密接に関わる建設プロジェクトおよび重要製品の目録は、國務院經濟發展綜合管理部門が國務院その他関係部門および軍関係部門と共同で起草し、國務院・中央軍事委員会の承認を得なければならない。

目録に列挙される建設プロジェクトおよび重要製品については、その軍事需要を軍関係部門が提出する。建設プロジェクトの審査・認可および重要製品の設計確定に際しては、県級以上の人民政府の関連主管部門が規定に従って軍関係部門の意見を聴取しなければならない。

**第二十三条** 目録に列挙される建設プロジェクトおよび重要製品は、関連法律、行政法規および国防要求を貫徹する技術規範・基準に従って設計・生産・施工・監理・検収を行い、建設プロジェクトおよび重要製品の品質を保証しなければならない。

**第二十四条** 企業・組織が目録に列挙される建設プロジェクトの建設、または重要製品の研究・開発・製造に投資もしくは投資参加する場合、関連法律、行政法規および国の関連規定に従って補助金もしくはその他の政策優遇を享受する。

**第二十五条** 県級以上の人民政府は、目録に列挙される建設プロジェクトおよび重要製品に対する国防要求の貫徹についての指導と政策支援を行うものとし、関係部門は職責に従い関連管理業務を適切に行わなければならない。

#### 第五章 予備役要員の募集および召集

**第二十六条** 国は、予備役要員の募集制度を実施する。

国は、国防動員の需要に基づき、適切規模、科学的構造、合理的配置の原則に従い、必要な予備役要員を募集する。

國務院および中央軍事委員会は、国防動員の需要に基づき、予備役要員の募集規模、種類および方法を決定する。

**第二十七条** 予備役要員は、専門適正と動員便宜性を原則とし、現役部隊への事前編入、予備役部隊への編入、民兵組織への編入その他形式により募集を進める。

国は、国防動員の需要に基づき、予備専門技術兵員募集区を設置する。

国は、予備役要員の訓練および募集において、条件および保障を提供する。予備役要員は法律に沿って訓練に参加しなければならない。

**第二十八条** 県級以上の地方人民政府の兵役機関は、当該行政区域における予備役要員の募集業務の実施を組織する責任を負う。県級以上の地方人民政府の関連部門、予備役要員が所在する郷（鎮）人民政府、街道弁事処または企業・組織は、兵役機関による予備役要員募集に関する業務が円滑に進むよう協力しなければならない。

**第二十九条** 現役部隊に予備編入された者、予備役部隊に編入された者および召集予定であるその他予備役要員は、予備役登記地を1カ月以上離れる場合、その予備役登記先の兵役機関に報告しなければならない。

**第三十条** 国が国防動員の実施を決定後、県級人民政府の兵役機関は上級機関の命令に基づき、召集対象の予備役要員に迅速に召集通知を発出しなければならない。

召集通知を受けた予備役要員は、通知要求に従い、指定された場所に出頭しなければならない。

**第三十一条** 召集対象の予備役要員の所属機関は、兵役機関による予備役要員の召集業務が円滑に進むよう協力しなければならない。

運輸事業に従事する組織および個人は、召集された予備役要員の輸送を優先的に行わなければならない。

**第三十二条** 国が国防動員の実施を決定後、召集予定である予備役要員は、その予備役登記地の県級人民政府兵役機関の許可を得ずに予備役登録地を離れてはならない。既に予備役登記地を離れている者は、兵役機関からの通知を受けた後、直ちに帰還するか、指定された場所に出頭しなければならない。

## 第六章 戦略物資の備蓄および調達使用

**第三十三条** 国は、国防動員の需要に適応した戦略物資の備蓄および動員制度を実行する。

戦略物資の備蓄は国務院の関連主管部門が組織的に実施する。

**第三十四条** 戦略物資の備蓄任務を担う組織は、国の関連規定および基準に従い備蓄物資を保管・維持し、定期的に調整・交換を行い、備蓄物資の使用効能と安全を確保しなければならない。

国は、関連規定に従って戦略物資の備蓄任務を担う組織に対し補助金を支給する。

**第三十五条** 戦略物資は国の関連規定に従って調達使用する。国が国防動員の実施を決定後の戦略物資の調達使用は、国務院および中央軍事委員会の承認を要する。

**第三十六条** 国防動員に必要なその他の物資の備蓄および調達使用は、関連法律・行政法規の規定に従って執行する。

## 第七章 軍需品の科学研究、生産およびメンテナンス保障

**第三十七条** 国は軍需品の科学研究、生産およびメンテナンス保障の動員体制を確立し、戦時における軍の発注および装備の保障需要に基づき、軍需品の科学研究、生産および整備保障能力を蓄える。

本法において「軍需品」とは、軍事目的に使用される装備、物資および専用生産設備、器材などをいう。

**第三十八条** 軍需品の科学研究、生産およびメンテナンス保障能力の蓄えの種類、配置および規模については、国務院の関連主管部門が軍隊の関連部門と共同で計画案を作成し、国務院および中央軍事委員会による承認後に組織的に実施する。

**第三十九条** 軍需品の転換生産・拡大生産およびメンテナンス保障の任務を担う組織は、担当する国防動員任務に基づいて、必要な設備、材料、関連製品、技術を蓄え、必要な専門技術チームを構築し、計画および措置を策定・整備しなければならない。

**第四十条** 各級人民政府は、軍需品の転換生産・拡大生産の任務を担う組織が先進的な軍民両用技術を開発・応用し、デュアルユース技術の標準を普及させ、軍需品の転換生産・拡大生産における総合的な保障能力の向上を支持し、援助しなければならない。

国務院の関連主管部門は、地区を跨ぐまたは業種を跨ぐ、軍需品への重大な生産転換、拡大生産任務の実施を調整し、支持を与えなければならない。

**第四十一条** 国が国防動員の実施を決定後、軍需品の転換生産・拡大生産任務を担う組織は、国の軍事発注契約および転換生産・拡大生産の要求に従い、軍需品の科学研究、生産を組織し、軍需品の品質を保証し、発注品を期日通り納品し、軍のメンテナンス保障任務の遂行を共助しなければならない。軍需品の転換生産・拡大生産にエネルギー、材料、設備および関連製品を提供する組織は、転換生産・拡大生産の需要を優先的に満たさなければならない。

国は、軍需品の転換生産・拡大生産任務の遂行により直接的経済的損失を被った組織に対し、補償を行う。

## 第八章 戦争災害の予防および救助

**第四十二条** 国は、戦争災害の予防および救助の制度を実行し、人民の生命と財産の安全を保護し、国防動員の潜在能力および持続的な動員能力を保障する。

**第四十三条** 国は、軍事、経済、社会目標および指導機関に対する段階的防護制度を確立する。段階的防護基準は国務院および中央軍事委員会が定める。

軍事、経済、社会目標および指導機関の防護業務は、県級以上の人民政府が関係軍事機関と共同で組織的に実施する。

**第四十四条** 軍事、経済、社会目標および指導機関の防護任務を担う組織は、防護計画および緊急復旧事前案を策定し、防護実地訓練を実施し、防護措置を徹底し、総合的な防護効果を高めなければならない。

**第四十五条** 国は、平時と戦時の結合した医療衛生救護体系を確立する。国が国防動員の実施を決定後、医療衛生要員を動員し、医薬品・器材および設備施設を調達使用し、戦時の医療救護および衛生防疫を保障する。

**第四十六条** 国が国防動員の実施を決定後、当該行政区域内で人員・物資の分散避難および隠蔽が行われる場合は、当該レベルの人民政府が決定し、組織して実施する。行政区域を跨いで行われる場合は、関連する行政区域共通の上位人民政府が決定し、組織して実施する。

人員・物資の分散避難および隠蔽任務を担う組織は、関係人民政府の決定に従い、規定の時間内に分散避難および隠蔽任務を完了しなければならない。

**第四十七条** 戦争災害が発生した場合、現地人民政府は緊急救助メカニズムを迅速に発動し、傷病者の救護、被災者の安定配置、財産保護の労力を組織し、戦争災害状況を迅速に解消し、正常な生産・生活秩序を回復しなければならない。

戦争災害を受けた個人および組織は、遅滞なく自力救済、互助措置を講じ、戦争災害による損失を軽減しなければならない。

## 第九章 国防役務

**第四十八条** 国が国防動員の実施を決定後、県級以上の人民政府は、国防動員の実施の必要性に基づき、本法で定める要件を満たす公民および組織を動員して国防役務を担わせることができる。

本法において国防役務とは、軍隊の作戦を支援・保障し、戦争災害の予防・救助を担い、社会の秩序維持に協力する任務をいう。

**第四十九条** 十八歳以上六十歳以下の男性公民および十八歳以上五十五歳以下の女性公民は、国防役務を担うものとする。ただし、次に掲げる状況の一つが当てはまる場合、国防役務を免除される。

(一) 託児所、幼稚園、孤児院、養老院、障害者リハビリテーション施設、救助ステーションなどの社会福祉施設において管理およびサービス業務に従事する公民。

(二) 義務教育段階の学校において教育、管理およびサービス業務に従事する公民。

(三) 妊娠中および授乳期の女性公民。

(四) 疾病により国防役務を担うことができない公民。

(五) 労働能力を喪失した公民。

(六) 国際連合などの政府間国際組織で職務を担当する公民。

(七) その他県級以上の人民政府が決定した国防役務を免除される公民。

特殊専門技能を有する技術者が特定の国防役務を担う場合は、前項に定める年齢制限を受けない。

**第五十条** 国防役務を担うことが確定した者は、指揮に服従し、職責を履行し、規律を遵守し、秘密を保持しなければならない。国防役務を担う者の所属機関は、支持と協力をしなければならない。

**第五十一条** 運輸、郵便、電気通信、医薬衛生、食品・食糧供給、建設工事、エネルギー化学工業、大型水利施設、民生用原子力施設、ニュースメディア、国防科学研究生産および市政施設保障などの機関は、法に沿って国防役務を担わなければならない。

前項に定める機関は、平時において、専門分野の対応、人員の精鋭化、緊急時の有効性を原則として専門保障チームを編成し、訓練・演習を実施し、国防役務を完遂する能力の向上を図らなければならない。

**第五十二条** 公民および組織が国防役務を担う場合、県級以上の人民政府が組織を担当する。

戦争災害の予防・救助および社会秩序維持の役務を担う公民および専門保障チームは、現地人民政府が指揮し、かつ役務および生活保障を提供する。行政区域を跨いで役務を執行する場合、関連行政区域の県級以上の地方人民政府が関連保障の実施を組織する。

軍隊の作戦支援保障任務を担う公民および専門保障チームは軍事機関が指揮し、部隊に随伴して行動する場合は所属部隊が任務および生活保障を提供する。その他の場合は、現地人民政府が任務および生活保障を提供する。

**第五十三条** 国防任務の従事者は、任務執行期間中、元の役務先における賃金、手当その他福利待遇を引き続き享受する。役務先がない場合は、現地県級人民政府が民兵の戦備任務執行補助基準を参考に補助を支給する。国防任務の執行により負傷・死亡した場合は、現地県級人民政府が『軍人弔慰優遇条例』などの関連規定に従い弔慰優遇を支給する。

## 第十章 民用資源の徴用および補償

**第五十四条** 国が国防動員の実施を決定後、備蓄物資が動員需要を適時に満たせない場合、県級以上の人民政府は法に沿って民用資源を徴用することができる。

本法において民用資源とは、組織および個人が所有または使用する社会生産、サービスおよび生活のための施設、設備、場所その他の物資をいう。

**第五十五条** いかなる組織および個人も、法に沿った民用資源の徴用を受け入れる義務を負う。

民用資源の使用を必要とする中国人民解放軍現役部隊と予備役部隊、中国人民武装警察部隊、民兵組織は、徴用要求を提出し、県級以上の地方人民政府が統一して徴用を組織しなければならない。県級以上の地方人民政府は、徴用された民用資源を登記し、被徴用者に証明書を発行しなければならない。

**第五十六条** 次の民用資源は徴用を免除する。

(一) 個人および家庭の生活に不可欠な物品および居住場所。

(二) 託児所、幼稚園、孤児院、養老院、障害者リハビリテーション施設、救助ステーションなどの社会福祉施設における児童、高齢者、障害者および保護対象者の生活に必要な物品および居住場所。

(三) 法律・行政法規により徴用を免除されるその他の民用資源。

**第五十七条** 徴用された民用資源を軍事上の要求に基づいて改造する必要がある場合、県級以上の地方人民政府が関係軍事機関と共同で組織的に実施する。

改造任務を担う機関は、使用する機関が提示した軍事要求および改造計画に従って改造を実施し、期日通り納品・使用できることを保証しなければならない。改造に必要な経費は国が負担する。

**第五十八条** 徴用された民間資源の使用が終了した場合、県級以上の地方人民政府は遅滞なく返還を組織しなければならない。改造を経たものは、元の使用機能を回復した上で返還するものとする。修復不能であるもしくは滅失している場合、または徴用により直接経済損失が生じた場合、国の関連規定に従って補償を行う。

**第五十九条** 中国人民解放軍現役部隊および予備役部隊、中国人民武装警察部隊、民兵組織が軍事演習・訓練を行うにあたり、民用資源の徴用、もしくは一時的規制措置が必要である場合は、國務院および中央軍事委員会の関連規定に従って執行する。

## 第十一章 宣伝教育

**第六十条** 各級人民政府は、国防動員の宣伝教育を組織的に展開し、公民の国防観念と法に沿って国防義務を履行する意識を高めなければならない。関係する軍事機関は、国防動員の宣伝教育業務の遂行に協力しなければならない。

**第六十一条** 国家機関、社会团体、企業・事業体および基層大衆性自治組織は、所属人員が必要な国防知識と技能を学習し習得するよう組織しなければならない。

**第六十二条** 各級人民政府は、各種宣伝媒体および宣伝手段を活用し、公民に対し愛国主義、革命的英雄主義の宣伝教育を行い、公民の愛国心を喚起し、公民が進んで参戦し、前線を支援するよう奨励し、多種形式を採用した軍人保護・軍人家族優遇および慰問活動を展開し、国の関連規定に従って弔慰優待業務を適切に行わなければならない。

報道出版、ラジオ・映画・テレビおよびネットワークメディアなどの機関は、国防動員の要求に従って宣伝教育および関連業務を適切に行わなければならない。

## 第十二章 特別措置

**第六十三条** 国は、国防動員の実施を決定後、国防動員実施区域において、必要に応じ法に沿って以下の特別措置を講じることができる。

(一) 金融、交通運輸、郵便、電気通信、報道出版、放送・映画・テレビ、情報ネットワーク、エネルギー・水源供給、医療衛生、食品・食糧供給、商業貿易などの業界に対する統制の実施。

(二) 人員の活動する区域、時間、方式および物資・輸送手段の出入り区域に対する必要な管理制限の設置。

(三) 国家機関、社会团体および企業・事業体における特別役務制度の実施。

(四) 武装組織に対する各種交通保障の優先的な提供。

(五) その他必要とされる特別措置。

**第六十四条** 全国または一部の省、自治区、直轄市で特別措置を実施する場合、国務院および中央軍事委員会が決定し、組織的に実施する。省・自治区・直轄市範囲内の一部地域で特別措置を実施する場合、国務院・中央軍事委員会が決定し、特別措置実施区域所在の省・自治区・直轄市人民政府および同級軍事機関が組織的に実施する。

**第六十五条** 特別措置を組織実施する機関は、定められた権限・区域・期限内で特別措置を実施しなければならない。特別措置実施区域内の公民および組織は、特別措置を組織的に実施する機関による管理に服従しなければならない。

**第六十六条** 特別措置を講じる必要がなくなった場合、遅滞なく終了しなければならない。

**第六十七条** 国の動員令発布に起因して、訴訟、行政再審査、仲裁活動が正常に行えない場合、時効の中止および手続の中止に関する規定を適用する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

## 第十三章 法的責任

**第六十八条** 公民に次に掲げるいずれかの行為がある場合、県級人民政府により期限を定めて是正を命じ、期限までに是正しない場合は、義務の履行を強制する。

(一) 現役部隊に事前編入された予備役要員、予備役部隊に編入された予備役要員、または召集予定であるその他予備役要員が、予備役登記地を1カ月以上離れる際に、予備役登記兵役機関に報告しない場合。

(二) 国が国防動員の実施を決定後、召集予定予備役要員が兵役機関の許可を得ずに予備役登記地を離れる、もしくは兵役機関の要求に従って遅滞なく帰還しない、もしくは指定地点に出頭しない場合。

(三) 召集を拒否・逃避する、もしくは国防役務を担うことを拒否・逃避する場合。

(四) 民用資源の徴用を拒否・遅延する、もしくは徴用された民用資源の改造を妨害する場合。

(五) 国防動員業務の秩序を妨害・破壊する場合、もしくは国防動員業務の従事者による法に沿った職責履行を妨害した場合。

**第六十九条** 企業・事業体に、次に掲げるいずれかの行為がある場合、関係人民政府が期限を定め是正を命じ、期限までに是正しない場合は、義務の履行を強制すると共に、罰金を科すことができる。

(一) 国防要求を貫徹する建設プロジェクトの請負において、国防要求および技術規範・基準に従って設計、施工、生産しなかった場合。

(二) 管理の不徹底により戦略物資が紛失・損傷した場合、もしくは戦略物資の調達使用に服従しない場合。

(三) 軍需品の転換生産・拡大生産およびメンテナンス保障任務の要求に従い、軍需品の科学研究・生産・メンテナンス保障の能力の蓄えない、もしくは規定に従って専門技術チームを編成しないこと。

(四) 専門保障任務の執行を拒否または遅延する場合。

(五) 軍事発注を拒否または故意に遅延する場合。

(六) 民用資源の徴用を拒否または遅延する場合、もしくは徴用された民用資源の改造を妨害する場合。

(七) 公民の召集・国防役務義務履行を妨害した場合。

**第七十条** 次に掲げるいずれかの行為がある場合、直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し、法に沿った処分を与える。

(一) 上級機関が発令した国防動員命令の執行を拒んだ場合。

(二) 職権濫用または職務怠慢により国防動員業務に重大な損害を与えた場合。

(三) 徴用した民用資源の登記、証明書発行を拒む、もしくは規定に違反して使用することにより重大な損傷を与えた場合、または規定に従って返還もしくは補償を行わない場合。

(四) 国防動員の秘密を漏洩した場合。

(五) 国防動員の経費・物資を横領または流用した場合。

(六) 職権濫用による、公民もしくは組織の合法権益侵害、合法権益損害があった場合。

**第七十一条** 本法の規定に違反し、治安管理違反行為を構成する場合、法に沿って治安管理处罰を与える。犯罪を構成する場合は、法に沿って刑事責任を追及する。

#### 第十四章 附 則

**第七十二条** 本法は2010年7月1日より施行する。